

# 川崎市新エネルギー振興協会会則

平成19年10月30日 制定  
平成20年 5月22日 改正  
平成21年 5月13日 改正  
平成23年 5月25日 改正  
令和3年 6月28日 改正  
令和4年 4月 1日 改正

## 第1章 総 則

第1条 本会は、川崎市新エネルギー振興協会と称する。

第2条 本会は、新エネルギー産業の基盤確立に向け、新エネルギーの普及促進、技術的知見の拡充及び会員相互の親睦・交流を図り、もって、持続可能な都市の形成に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 新エネルギーの普及促進に資する販売促進事業の実施及び展示会の開催
- (2) 新エネルギー技術に関する研究発表会、講演、研修等の開催
- (3) 新エネルギー利用に関する学術団体及び行政機関との連絡調整
- (4) 新エネルギー利用に関する資料及び情報の収集と提供
- (5) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

## 第2章 会 員

第4条 本会の会員は、普通会员、特別会員及び賛助会員の3区分とする。

第5条 入会に際しては、役員会の承認を得て仮会員となり、総会の議決を経た上で会員とする。

第6条 普通会员は、本会の目的に賛同し、入会を希望する川崎市内に営業拠点を置く法人、個人事業主又は本会の趣旨に賛同する個人とする。

第7条 特別会員は、本会の事業に賛同する公益的団体又は行政機関とする。

第7条の2 賛助会員は、本会の目的に賛同する法人、個人又は団体とする。

第8条 普通会员、特別会員及び賛助会員は、当該年度の予算書において定める年会費を納入しなければならない。

第9条 退会する場合には、会長に退会届を提出するものとする。

## 第3章 役 員

第10条 本会に、会長、副会長、理事、会計及び監事各1名を置く。

2 本会は、役員会の承認を得て、必要に応じて顧問（学識経験者）を置くことができる。

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第12条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 13 条 理事は、会長及び副会長とともに会務を掌る。

第 14 条 会計は、本会の予算執行を掌り、金銭の出納、帳簿の記載など必要な事務を会計事務担当に指示する。

第 15 条 監事は、本会の会計監査に当たる。

第 16 条 顧問は、会長の諮問に応じるとともに、必要に応じて総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

第 17 条 役員は、総会において互選する。

第 18 条 顧問は、役員会の議決を経て会長が任命する。

第 19 条 役員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第 4 章 会 議

第 20 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

第 21 条 総会は、会員により、原則として毎年 1 回開催し、会長が議長となり事業報告、事業計画、予算、決算の承認、役員の選出、会則の変更その他重要事項を審議決定する。

第 22 条 総会の議決は、出席会員のうち賛助会員を除く会員の過半数の賛成をもって成立する。

第 23 条 役員会は、必要に応じて会長が役員を招集し、事業計画の立案、総会に提出すべき議案の作成、事業実施の方法等の本会の運営についての審議決定を行う。

#### 第 5 章 会 計

第 24 条 本会の経費は、会費、負担金、寄付金その他の収入によって支弁する。

第 25 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

第 26 条 会計は、会計年度終了後、収支決算書を作成し、監事の承認を受けた後、総会に提出しなければならない。

第 27 条 会計事務担当は、会員から選出し、役員会において任命する。

#### 第 6 章 事務局

第 28 条 本会の事務を執るため、当分の間、川崎市経済労働局イノベーション推進部に事務局を置く。

#### 附 則

(施行期日)

1 本会則は、平成 19 年 10 月 30 日から施行する。

(任期の特例)

2 初代の役員の任期については、第 19 条の規定にかかわらず、平成 19 年 10 月 30 日から平成 21 年春に開催される総会までとする。

(会計年度の特例)

3 19 年度会計については、第 25 条の規定にかかわらず、平成 19 年 10 月 30 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則

本会則は、平成 20 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 21 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。